

社 内 規 定

事業場名称

諸規定目次

1. 業務分掌規定	3
2. 組 織 図	5
3. 保安基準適合証(適合標章)及び限定保安基準適合証交付規定	6
4. 保安基準適合証綴等の取扱要領	7
5. 自動車検査員服務規程	8
6. 自動車検査員の職務権限	9
7. 検査機器等による保安基準の判定基準	10
8. 自動車検査用機器の管理規定	15
9. 検査用機器の取扱要領	16
10. 検査用機器保守管理要領	18
11. 整備用機器の管理規定	22
12. 参考資料 (各様式は、別ファイルで作成し都度記録押印すること。)	

検査用機器管理表(様式1)

検査用機器点検記録表(様式2)

整備用機械器具管理表(様式3)

クレーム把握表(様式4)

教育記録表(様式5)

電子保適証及び電子保適用標章交付規定

業務分掌規定

令和 年 月 日

事業場管理責任者 _____

1. 工場全体の運営管理及び企画、立案。
2. 工場全般の技術、設備の総括管理。
3. 工場人事管理及び労務管理全般。
4. 工場全般の合理化、能率化対策の研究。
5. 保安基準適合証及び適合標章の交付及び保管。
6. 自動車検査員及び整備主任者の選任、解任、服務に関すること。
7. 従業員の教育計画の樹立及び実施。
8. 顧客対策に関すること。
9. 整備振興会等加入団体並びに官庁との折衝。

主任技術者 _____

1. 工場全般の作業管理並びに工程管理の把握。
2. 工場全般の技術、設備管理の計画と監督の実施。
3. 工場関係諸統計の作成。
4. 作業指示に関すること。
5. 工員の技術及び作業方法についての教育指導。
6. クレーム対策、及び苦情処理。
7. 各種届出並びに報告に関すること。

自動車検査員 _____

1. 整備技術の向上研究、教育指導。
2. 各種技術資料の管理及び資料作成。
3. 受入検査、完成検査の実施。
4. 整備の出来栄え向上対策と研究。
5. 保安基準に適合する旨の証明。
6. 検査用機器の保守管理と較正手続記録。
7. 指定整備記録簿の2年間保存。
8. 検査関係書類の作成と管理。

整備主任者 _____

1. 受入検査、分解検査、中間検査の実施。
2. 分解整備記録簿の作成及び2年間保存。
3. 指定整備以外における分解整備の実施。

整備班長

1. 作業指示に基づく作業と班員に対する作業の指導。
2. 整備用機器の保守管理。
3. 完成検査の補助。
4. 班別作業日報の作成報告。

班 員

1. 作業指示に基づく作業の実施。
2. 作業場内の整理整頓。
3. 共用工具の整理整頓。

フロント係

1. 顧客との対応及び処理並びに管理に関すること。
2. 顧客カードの整理、保管、作成業務。
3. 作業の受注、及び諸伝票の作成。
4. 外注に関する業務。
5. 完成車両の引き渡し料金に関する業務。
6. 作業工程管理の実施。

部品係

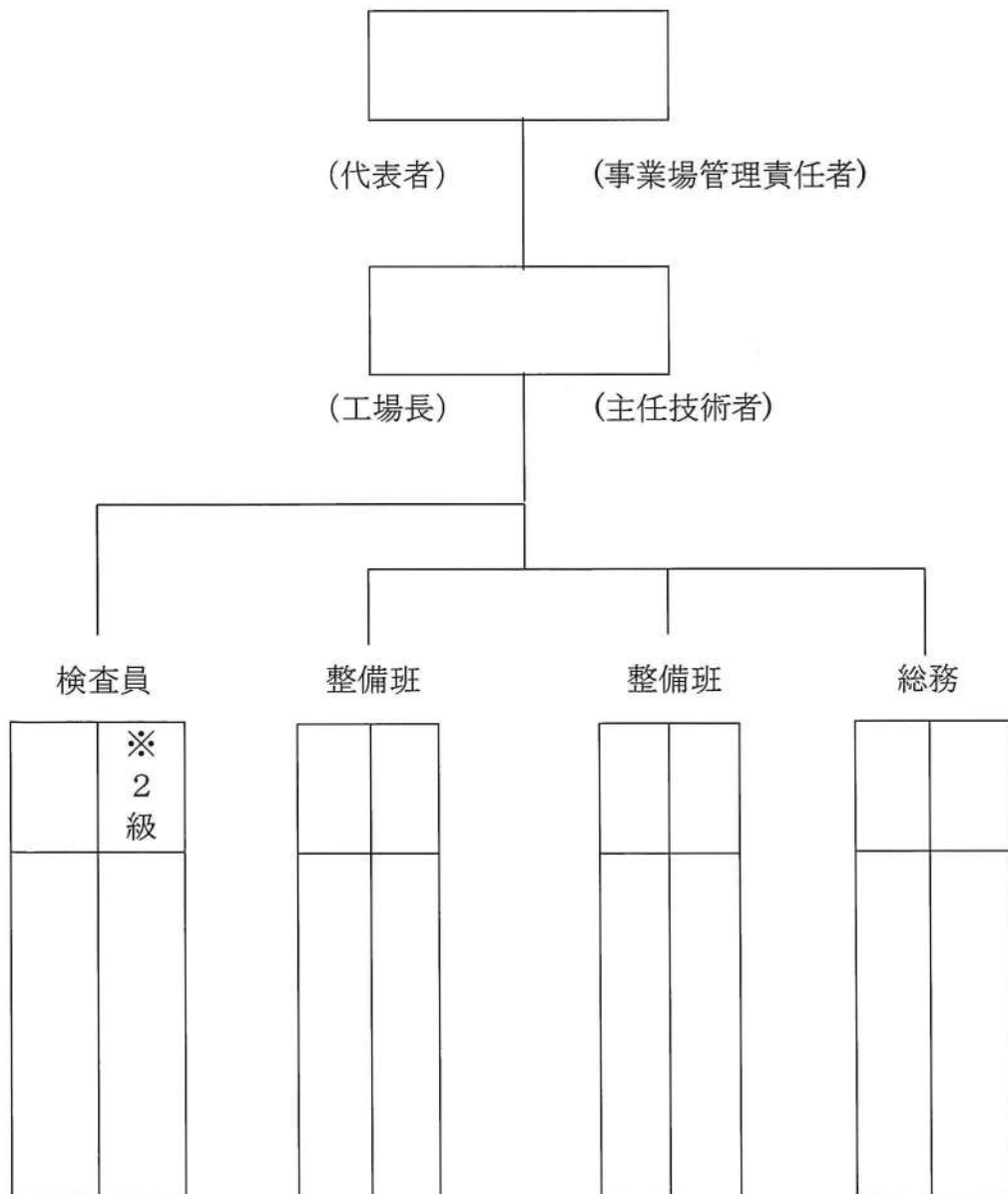
1. 部品の調達、保管、出庫及び出納に関する業務。
2. 部品の在庫管理に関する業務。

総務係

1. 工場庶務全般に関する業務。
2. 一般会計事務に関する業務。
3. 文書の授受に関する業務。

組織図

検査員数 名
 整備主任者数※ 名
 工員数 名
 整備士数 名
 整備士保有率 %



保安基準適合証(適合標章)及び限定保安基準適合証交付規定

令和 年 月 日

(目 的)

第1条 この規定は、指定工場における事業場管理責任者又は指定自動車整備事業業務取扱要領第24条に基づき委任された保安基準適合証等発行権限受任者の服務並びに保安基準適合証(限定保安基準適合証として使用する場合を含む。以下「適合証」という。)、及び適合標章の交付業務の取扱いについて定める。

(総 則)

第2条 事業場管理責任者(保安基準適合証等発行権限受任者)は、指定自動車整備事業の円滑かつ適正な運営を図るため、その服務の責任について十分認識し道路運送車両法及び関係法規通達等に精通し厳正な態度で委任事項の遂行にあたらなければならない。

委 任 事 項	委任された者の職務名及び氏名
保安基準適合証(適合標章)及び 限定保安基準適合証の交付	

(適合証、適合標章の交付)

第3条 適合証、適合標章の交付に関する業務は、指定自動車整備事業業務取扱要領第24条に基づき、事業場管理責任者(保安基準適合証等発行権限受任者)が交付する。

- 2 事業場管理責任者(保安基準適合証等発行権限受任者)は、適合証及び適合標章の交付に際して適合証(適合標章)発行出納簿を作成して、交付の記録と保管を厳正にするものとする。
- 3 事業場管理責任者(保安基準適合証等発行権限受任者)は、不在のときでも適合証及び適合標章の交付業務が円滑に行われるよう、予め()を代務者として任命し、適合証及び適合標章の交付業務を代行させその結果を報告させるものとする。
- 4 前項において代務者が交付した場合は、適合証に委任期間を明記し適合証(適合標章)発行出納簿にその内容を明確に記録し、事業場管理責任者(保安基準適合証等発行権限受任者)が戻り次第報告し確認を受けなければならない。

(代務者の遵守事項)

第4条 代務者は適合証等の交付業務に当たり、次の次項を遵守しなければならない。

- (1) 交付に当たり、可能な限り事業場管理責任者（保安基準適合証等発行権限受任者）の指示を受けること。
- (2) 交付する印は、代務者の印を使用すること。
- (3) 代務者の印は責任を持って保管すること。
- (4) 交付は適合証（適合標章）発行出納簿に記入のうえ、発行するものとする。

（照合・確認）

第5条 前条に基づき、適合証及び適合標章を交付する場合は次に定める事項の照合確認を厳正に行わなければならない。

- (1) 完成検査が実施され当該指定整備車両が道路運送車両法の保安基準に適合しているかどうか、指定整備記録簿により確認すること。
- (2) 整備及び検査の概要について、指定整備記録簿記載の内容が適切であるかどうかを確認すること。
- (3) 自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間と、自動車検査証の更新される有効期間とが十分重複しているかを確認すること。
- (4) 適合証及び適合標章記載内容の確認。
- (5) 継続検査申請書の記載内容の確認。
- (6) 定期点検記録簿の記載内容の確認。
- (7) 納税証明書の確認。
- (8) その他必要書類の確認。

保安基準適合証綴等の取扱要領

1. 自動車整備振興会から適合証綴を受領するときは、受領者は必ず授受出納簿並びに印鑑を持参して受領すること。
2. 自動車検査員は、受領後直ちに適合証綴に、発行番号を記入し適合証綴に不備や印刷ミスがないかを確認すること。
なお、発行番号は暦年ごと（1月1日～12月末日）に更新し一連番号とすること。
3. 事業場管理責任者（保安基準適合証等発行権限受任者）は、授受出納簿により適合証綴数の收受状況を明確に把握すること。
4. 事業場管理責任者（保安基準適合証等発行権限受任者）は、未使用及び使用中の適合証綴並びに発行者印を鍵のかかるロッカー又は金庫に保管し、盗用持出し又は紛失等の無いよう厳重に管理すること。
5. 使用済みの適合証綴については、2ヵ年間保存する事と通達で定められている。

自動車検査員服務規程

第1条 自動車検査員（以下検査員という。）は、国の行なう自動車検査員教習を修了し自動車検査員として選任したものであること。

第2条 検査員は、検査業務に関する社内の権限をもち、法第94条の5第4項の検査を公正かつ確実に行なうため、当該検査に係わる自動車の整備作業については、軽微なものを除き、その実務に従事しないこと。

第3条 検査員は、指定自動車にかかわる検査全般を管理実施するとともに、検査用機器による一般車両の完成検査をも行なうこと。

- 2 検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行なうこと。ただし、点検及び測定に伴う簡単な作業は補助者に行わせても差し支えない。
- 3 検査員は、法第94条の5第4項の検査を行なう際には、「自動車検査業務等実施要領について（使命通達）（昭和36年自車第880号）に準じて検査を行なう共に、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行なうこと。
- 4 検査の基準は指定整備事業規則第8条により、検査用機器及び検査用ハンマー等を用い、亀裂、ガタ及び取付けの緩みを検査すること。
- 5 検査員は、当該事業場における整備完了車の検査結果を整備作業に反映させ、検査作業の精度向上等について努力すること。

第4条 検査員は、適合証の証明について自動車検査証の記載要領と相違を認めた場合は、適合証の証明をしてはならない。

- 2 検査員は、当該自動車が保安基準に適合する旨の証明をする際に、適合証及び適合標章の検査員氏名欄には、検査員自ら自筆で署名押印すること。
- 3 検査員は、整備依頼者より保険証明書の提示を求め、提示のあった保険証の保険期間が当該自動車検査証に与えられる有効期間以上に、その有効期間があるかどうかを確認すること。
- 4 適合標章を交付する際、検査員は整備依頼者に対し、適合標章の紛失、汚損棄損等、その取扱について、十分な指導を行なうと共にその出納管理を行なうこと。

第5条 検査員は、別に定める検査用機器の管理規定及び保守管理要領により、検査用機器の保守管理を行いその結果を検査用機器点検記録表に記録しておくこと。

- 2 検査用機器の校正については、日本自動車機械工具協会等により実施し、その結果を検査用機器管理表に記録して台帳に校正票を添付しておくこと。
- 3 検査員は、校正の結果不適合または使用中機器が故障となった場合は適合証の証明を直ちに停止しなければならない。

第6条 検査員は、指定整備記録簿の記載にあたっては、法に定められた事項（法第94条の6第1項）について記入漏れ誤記等のないよう正確を期して記載の日から2年間保管しなければならない。

第7条 検査員は、使用済みの適合証綴の管理について、授受出納簿及び適合証（適合標章）発行出納簿等により保管管理をすること。

2 検査等の関係保管書類については、非常持出しができるよう管理体制をとること。

第8条 検査員は、検査業務に関する社内指導を行うこと。

第9条 検査員は、所定の期日までに1ヵ月ごとの適合証及び適合標章交付実績書を作成して、事業場管理責任者（保安基準適合証等発行権限受任者）に報告し、所定のファイルに報告順に綴り保管すること。

第10条 検査員は、指定自動車整備事業規則第14条に基づく自動車検査員の研修通知を受けた時は必ず出席し研修を受けること。

第11条 その他の事項については、事業場管理責任者の指示に従うこと。

自動車検査員の職務権限

1. 検査に関する業務の指導監督。
2. 完成検査の実施と、その結果から必要とする作業連絡及び再検査の実施。
3. 保安基準に適合する旨の証明。
4. 整備作業の工程及び作業実施方法の改善勧告。
5. 作業伝票類の改善勧告。
6. 検査に関する書類（指定整備記録簿、分解整備記録簿等）の整理保管。
7. 検査用施設（検査場及び検査用機器）の使用管理と改善監督。
8. 事故防止に関する事項の把握と社内指導の徹底。
9. 関係官庁との連絡と示達事項の徹底。

検査機器等による保安基準の判定基準について

※詳細については保安基準又は審査事務規程で確認をお願いします。

○サイドスリップ（保安基準 第11条 審査事務規程 4-13・5-13）

項 目	判定基準
4輪以上の自動車のかじ取り車輪の横滑り量	走行1mにつき横すべり量が±5mm 以下 ※輸入車の一部は例外的取扱いがあります。

○ブレーキ（保安基準 第12条、13条 審査事務規程 4-15～20・5-15～20）

項 目			判定基準
主 制 動 装 置	一般車両	制動力の総和(注1・3)	検査時車両状態の重量の 4.90N/kg(50%)以上
		後車輪の制動力の和	検査時車両状態の後軸重の 0.98N/kg(10%)以上
	トレーラ	制動力の和(注2・3)	検査時車両状態の軸重の 4.90N/kg(50%)以上
	車両総重量 車両重量 ≤ 1.25 (最高速度 80km/h 未満)	制動力の総和(注1)	車両総重量の 3.92N/kg(40%)以上
	左右の制動力の差		検査時車両状態の軸重の 0.78N/kg(8%)以下
駐車ブレーキ		制動力の総和	検査時車両状態の重量の 1.96N/kg(20%)以上
分離ブレーキ		制動力の総和	検査時車両状態の重量の 1.96N/kg(20%)以上

検査時車両状態＝空車状態＋55kg(運転者1名:前軸重に加える)

(注1)前輪のすべての車輪がロックし、それ以上計測が困難な場合は、その状態で適合とみなす。

(注2)当該車両のすべての車輪がロックし、それ以上計測が困難な場合は、その状態で当該軸重の 4.90N/kg(50%)以上とみなす。

(注3) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には 3.92N/kg(40%)以上で制動力の総和が適合するものとする。

○スピードメータ（保安基準 第46条 審査事務規程 4-91・5-91）

項 目			判定基準
指 示 の 誤 差	測定車の速度計が 40km/h を指示した 時のテストの指示値	平成 18 年 12 月 31 日 までの製作車	一般車両 31.0～44.4km/h (誤差値+9.0～-4.4km/h)
		平成 19 年 1 月 1 日 以降の製作車	二輪車・三輪車 29.1～44.4km/h (誤差値+10.9～-4.4km/h)
			側車付二輪車 (誤差値+10.9～-4.4km/h)
		平成 19 年 1 月 1 日 以降の製作車	一般車両 31.0～42.5km/h (誤差値+9.0～-2.5km/h)
二輪車・三輪車 29.1～42.5km/h (誤差値+10.9～-2.5km/h)			
		側車付二輪車 (誤差値+10.9～-2.5km/h)	




前照灯等（保安基準 第32条 審査事務規程 4-57~58 の2・5-57~58 の2）

○走行用前照灯（ハイビーム）

項 目			判定基準(前方10mの位置)
光度	4 灯式前照灯 以外のもの	すれ違い前照灯が同時点灯しない構造	1 灯につき 15,000cd 以上
		すれ違い前照灯が同時点灯する構造	1 灯につき 12,000cd 以上
		但し 12,000cdに満たない場合は同時点 灯するすれ違い用前照灯との光度の和	合計が 15,000cd 以上
	4 灯式前照灯	主走行ビーム 但し 12,000cdに満たない場合は他の走 行用前照灯との光度の和	1 灯につき 12,000cd 以上 合計が 15,000cd 以上
光軸 左右 の振 れ	一般車両	左側	左27cm～右27cm以内
		右側	左27cm～右27cm以内
	二輪自動車 側車付二輪車	2 灯式の場合もそれぞれ	左27cm～右27cm以内
光軸 上下	一般車両		上方は10cm以下 下方は前照灯取付高さの1/5以内

最高光度の合計は 430,000cd を超えないこと。

○すれ違い用前照灯（ロービーム）「平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。）」

項 目			判定基準
光度	カットオフ を有する	すれ違い前照灯中心高さ 1m以下	左 23cm 下 11cm の測定点で1灯につき 6,400cd 以上
		すれ違い前照灯中心高さ 1m超える	左 23cm 下 16cm の測定点で1灯につき 6,400cd 以上
	カットオフを有さない		最高光度点における光度が 6,400cd 以上
光 軸 の 範 囲	カットオフ を有する	すれ違い前照灯中心高さ 1m以下	 <p>前方 10m において 左図の点線内にエ ルボ一点があれば 適合</p>
		すれ違い前照灯中心高さ 1m超える	 <p>前方 10m において 左図の点線内にエ ルボ一点があれば 適合</p>
	カットオフを有さない		 <p>左図の点線内に 最高光度点が あれば適合</p>

○近接排気騒音規制値適用時期一覧（保安基準 第30条 審査事務規程 4-48・5-48）

				新型	継続	輸入	H10年規制前
普通・小型・軽自動車 (定員10以下の乗用車、二輪車・側車付二輪車を除く。)	総重量 3.5t 超 200HP (150kW※)超	乗用		10.10.1	11.9.1	12.4.1	107
		H10年規制 99					
		乗用以外		13.10.1	15.9.1	15.9.1	105
		H13年規制 99					
	総重量 3.5t 超 200HP 以下 (150kW※)以下	全輪駆動車		13.10.1	14.9.1	14.9.1	103
		H13年規制 98					
		全輪駆動車以外	乗用	12.10.1	13.9.1	13.9.1	
			乗用以外	13.10.1	14.9.1	14.9.1	
	H12年規制 98						
	H13年規制 98						
総重量 1.7t超3.5t以下			12.10.1	14.9.1	14.9.1	103	
	H12年規制 97						
	総重量 1.7以下		11.10.1	12.9.1	13.4.1		
	H11年規制 97						
軽自動車	運転者席の前方にエンジン		11.10.1	12.9.1	13.4.1	97	
	H11年規制						
		運転者席の前方にエンジン以外	12.10.1	13.9.1	13.9.1	97	
H12年規制							
定員10以下の乗用車で、普通・小型・軽自動車(二輪車・側車付二輪車を除く。)	後部エンジン	定員7人以上	11.10.1	13.9.1	14.4.1	103	
		H11年規制 100					
	定員6人以下	10.10.1	11.9.1	12.4.1			
	H10年規制 100						
後部エンジン以外	定員7人以上	11.10.1	13.9.1	14.4.1	96		
	H11年規制						
		定員6人以下	10.10.1	11.9.1	12.4.1	96	
H10年規制							
小型二輪車				13.10.1	15.9.1	15.9.1	99
H13年規制 94							
軽二輪車				10.10.1	11.9.1	12.4.1	94
H10年規制							
大型特殊・小型特殊				110dB			

(注) (150kW※)はH10年規制以降のもの

※1 H22.4.1以降に製作された自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)については、加速走行騒音基準も適用されます。

※2 年式の古い車両(H1.5.31(輸入車H4.3.31)以前に製作された自動車)によっては定常走行騒音によるものもあるので保安基準や事務規定に照らし合わせて確認すること。

○警音器検査（保安基準 第43条 審査事務規程 4-83・5-83）

項 目		判定基準
平成15年12月31日以前に製作された車	車両中心線上の自動車前端から2m、高さ1mの位置で2回測定した平均値（補正回路C特性）	90～115dB
平成16年1月1日以降に製作された車	車両中心線上の自動車前端から7m、高さ0.5～1.5mの最大の音の位置で2回測定した平均値（補正回路A特性）	93～112dB

※平成15年12月31日以前の製作車は2つの基準のどちらを用いてもよい。

○アイドリング検査（保安基準 第31条 審査事務規程 4-49～50・5-49～50）

項 目			判定基準	
			CO	HC
①普通車、小型車	平成10年規制以降 ガス記号2桁以上 (GA・GB除く)	②、③以外	1. 0%以下	300ppm以下
	平成10年規制前 ガス記号1桁、なし	②、③以外 特殊エンジン	4. 5%以下	1200ppm以下 3300ppm以下
②軽自動車	平成10年規制以降 ガス記号2桁以上	4サイクル	2. 0%以下	500ppm以下
	平成10年規制前 ガス記号1桁、なし		4. 5%以下	1200ppm以下
③2サイクルの自動車			4. 5%以下	7800ppm以下
④大型特殊 (19～560kw 未満)	新型 H19.10.1～(継続 H20.9.1～) かつガス記号3桁		1. 0%以下	500ppm以下
⑤二輪自動車 (含側車付)	平成19年規制 ガス記号3桁	4/2サイクル	3. 0%以下	1000ppm以下
	平成11年規制 ガス記号2桁	4サイクル 2サイクル	4. 5%以下	2000ppm以下 7800ppm以下

(注) ・ガス記号とは自動車検査証の車両の型式の「-」ハイフン前の1桁～3桁の英文字をいう。

・並行輸入等、ガス記号がないものは製作年月日で判定してください。

また、平成10年規制(H10.10.1～H11.8.31(輸入車はH12.3.31まで))のもので型式記号が2桁で、製作年月日で判断し平成10年規制以前の判定基準で判定するものがあります。ただし平成10年規制で判定することができます。

・特殊エンジンとは特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車をいう。

○ディーゼル黒煙検査（保安基準 第31条 審査事務規程 4-49~50・5-49~50・別添 6-1・6-2）

	H9年規制以降		H5・6年規制以降		H5年規制以前	
	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準
黒煙汚染度	KA~KD 除く2桁の型式 A B C D N P で始まる 3桁型式の内、オパシ測 定車(注3)以外	25%以下	KA KB KC KD	40%以下	無 K N P Q S U W X Y	50%以下
スクリーニング値		0.80m ⁻¹ 以下		1.62m ⁻¹ 以下		2.76m ⁻¹ 以下
閾値(注2)		0.64m ⁻¹ 以下		1.29m ⁻¹ 以下		2.20m ⁻¹ 以下

オパシ測定車(注3)	ポスト新長期規制車		H17年規制	
	ガス記号(注1)	判定基準	ガス記号(注1)	判定基準
規制値	L F M R Q S T で 始まる3桁型式	0.50m ⁻¹ 以下	A B C D N P で始まる 3桁型式の内、オパシ 測定車(注3)	0.80m ⁻¹ 以下
閾値(注2)		0.40m ⁻¹ 以下		0.64m ⁻¹ 以下

○大型特殊自動車のディーゼル黒煙検査

（保安基準 第31条 審査事務規程 4-49~50・5-49~50・別添 6-1・6-2）

	H18年規制		H19年規制		H20年規制		H23~25年規制	
	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準
黒煙汚染度	JDS	25%以下	EDR	25%以下	KDP	30%以下	UDS	25%以下
スクリーニング値		0.80m ⁻¹ 以下		0.80m ⁻¹ 以下		1.01m ⁻¹ 以下		0.80m ⁻¹ 以下
閾値(注2)		0.64m ⁻¹ 以下		0.64m ⁻¹ 以下		0.80m ⁻¹ 以下		XDM・XDN
黒煙汚染度			EDM	40%以下	KDN	35%以下		
スクリーニング値				1.62m ⁻¹ 以下		1.27m ⁻¹ 以下		
閾値(注2)				1.29m ⁻¹ 以下		1.01m ⁻¹ 以下		

注1 ガス記号とは自動車検査証の車両の型式欄の「-」ハイフン前の1桁~3桁の英文字をいう。

注2 閾値(しきいち)とは、黒煙測定器による検査では3回測定した平均値で合否判定しますが、オパシメータでは1回目又は2回目の測定値が、閾値以下であれば、その時点で基準に適合しているとみなし、検査を終了することができます。

注3 オパシ測定車とは

① 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載があるもの。

② 型式指定番号が「16000番以降」のもの。(特殊自動車除く)

③ 自動車検査証の型式欄のガス記号がないもので以下のもの。

○ 乗用車(定員10人以下)及びその他の車両(車両総重量1.7tを超え2.5t以下及び車両総重量3.5tを超え12t以下を除く)は、平成22年9月1日以降生産車。

○ 乗用車(定員10人以下)を除く車両のうち、車両総重量1.7tを超え2.5t以下及び車両総重量3.5tを超え12t以下の車両は、平成23年9月1日以降生産車。

自動車検査用機器の管理規定

(目的)

第1条 この規定は検査用機器に関し、その精度及び管理の徹底を期し検査の正確性と能率及び整備技術の向上を図るをもって目的とする。

(職務担当)

第2条 検査用機器管理の職務担当は、次の通りとする。

1. 検査用機器管理責任者は、事業場管理責任者が兼務するものとする。
2. 検査用機器保守管理責任者は、自動車検査員が兼務するものとする。

なお、完成検査場には、検査用機器管理責任者及び検査用機器保守管理責任者並びに自動車検査員の氏名を掲示すること。

(機器の指定)

第3条 この規定において検査用機器とは、次の通りとする。

1. ブレーキテスタ
2. スピードメータテスタ
3. サイドスリップテスタ
4. ヘッドライトテスタ
5. 普通騒音計（音量計）
6. 一酸化炭素測定器
7. 炭化水素測定器
8. 黒煙測定器

(点検の種類)

第4条 検査用機器の点検の種類は、次の通りとする。

1. 始業点検
2. 1ヶ月点検

(機器の取扱)

第5条 検査用機器の取扱について

1. 機器について、校正又は使用中に不適合と認めた場合は、直ちに機器の使用を停止し速やかにその処理置をとること。

なお、事業者は不適合報告書、修理完了後は適合報告書を（沖縄総合事務局陸運事務所）へ提出するものとする。

2. 機器の使用開始に当たり、別に定める取扱要領に従い確実な点検を行い異常の有無を確認の上適切な措置を講じ使用すること。
3. 機器の精度を維持するため、毎年1回以上日本自動車機械工具協会等により精度校正試験を行なうこと。

また、校正の結果を検査用機器管理表に記録し、校正票は管理台帳に添付し、1年間（騒音計は5年）保管すること。

(機器の保守)

第6条

1. 機器の保守管理責任者は、保守管理要領に従い機器の点検を実施し常に正規な性能保持に努めること。
また、検査用機器の保守、給油脂、清掃をおこたりなく行なうこと。
なお、点検の結果を検査用機器点検記録表（様式2）に記録すること。

（事故防止）

第7条

1. 完成検査場における不測の事故を起こさぬよう、車両誘導、整理整頓について十分配慮すること。
2. 完成検査場床面については、特に保全点検、油脂の付着清掃、路面着色補修等、十分配慮すること。

（指導等）

第8条

1. 機器管理責任者は、検査用機器の使用実績等を勘案し、機器の精度上又は検査の能率上改善すべき点について、常に把握をおこたらないこと。

検査用機器取扱要領

1. ブレーキテスタ

- ① タイヤの空気圧を所定の圧力にする。
- ② タイヤが水油等で濡れていたりトレッドに小石等が挟まっている場合はそれら除去すること。
- ③ 自動車（全車輪、後車輪ごと）をローラ軸に直角に乗り入れる。
- ④ 許容軸重を越える自動車を乗せないこと。
- ⑤ 測定中は、エンジンをかけ変則ギアを中立にすること。

2. スピードメータテスタ

- ① タイヤの空気圧を所定の圧力にする。
- ② タイヤが水油等で濡れていたりトレッドに小石等が挟まっている場合はそれら除去すること。
- ③ 自動車の駆動輪（速度検出軸）をローラ軸に直角に乗り入れる。
- ④ 測定中に自動車が脱出しないように車輪にストッパを当てる。
- ⑤ 自動車の速度計が測定速度（40 km/h）を指示したとき、試験機の指示速度を読み取る。
- ⑥ 許容軸重を超える自動車を乗せないこと。
- ⑦ 全輪駆動車は、ステアリングホイールを確実に保持し直進状態を保つこと。

3. サイドスリップテスタ

- ① タイヤの空気圧を所定の圧力にする。
- ② タイヤが水油等で濡れていたりトレッドに小石等が挟まっている場合はそれら除去すること。
- ③ 自動車の前車輪を踏板に直角に乗り入れ低速（4km/以下）で通過させる。

- ④ 前車輪が踏板を通過しおわるまで指示計をみて、その最大指示値（I N・O U Tの別）を読み取る。
- ⑤ 測定終了後は、踏板をロックすること。

4. ヘッドライトテスト

- ① 前照灯の汚れを除去する。
- ② タイヤの空気圧を所定の圧力にする。
- ③ バッテリーを充電状態にする。
- ④ 自動車をレールに対して直角に進入させ、前照灯と受光部をその試験機の測定距離（集光式 1m 投光式、自動光軸追尾式 3m）にする。
- ⑤ 自動車に運転者 1 名が乗車した状態で測定すること。
- ⑥ 4 灯式前照灯の場合は、副灯を遮へいして測定すること。
- ⑦ 前照灯を点灯し受光部を照射し、光電池の感度が安定してから測定すること。

5. 普通騒音計（音量計）

（1）近接排気騒音

- ① 普通騒音計（音量計）を用いて計測する場合マイクロホンの高さは排気管開口部の中心の高さとする。
- ② 聴感補正回路は、A特性とし、計測の対象とする騒音と暗騒音の計測の差が 3 デシベル以上 10 デシベル未満の場合には、計測値から次表の補正值を控除するものとし、3 デシベル未満の場合には計測値を無効とする。

（単位：デシベル）

測定の対象とする騒音と暗騒音との指示の差	3	4	5	6	7	8	9
補 正 値	3	2			1		

（2）警 音

- ① 普通騒音計（音量計）のマイクロホンの高さは、車両中心線上の車の前端から 7 m の位置の地上 0.5 m から 1.5 m の高さで、音の大きさが最大となる高さとする。（H15. 12. 31 以前製作車は、車の前端から 2 m の位置を地上 1 m の高さで計測できる。）
- ② 聴感補正回路は A 特性とする。（H15. 12. 31 以前製作車は、C 特性で計測できる。）
- ③ 原動機は停止した状態とする。
- ④ 計測値の補正は、上記表によること。

6. 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器

- ① 電源を入れ必要な時間暖気を行なう。
- ② エンジンの暖気を行なう。（アイドル回転数は、自動車メーカーの指定値）
- ③ プローブを排気管に 60 cm 程度挿入する。（60 cm 挿入できない場合は布等で排気口をおおい、外気の影響を防ぐ）
- ④ 測定終了後は、排気管からプローブを抜き、5 分位正常空気を吸引させ指示値がゼロに戻ったら電源を切る。

- ⑤ 測定中エンジンの空吹きをしなないこと。また、測定が終了したら直ちにプローブを排気管から抜き取ること。
- ⑥ 有機溶剤や油のあるところで測定しないこと。
- ⑦ 連続して測定する場合はプローブを排気管から抜き取り指示値がゼロになってから測定すること。
- ⑧ 測定中は換気に注意すること。

7. 黒煙測定器

- ① 電源を入れ必要な暖気を行なう。
- ② コンプレッサーからの空気圧を所定の圧力にする。
- ③ エンジンの暖気を行なう。(アイドル回転数は、自動車メーカーの指定値)
- ④ プローブを排気管に 20 cm程度挿入し、固定する。
- ⑤ 3枚のろ紙の測定値を平均し、汚染度とする。
- ⑥ ペダルのスイッチは必ず加速ペダルに取付けて測定すること。

8. オパシメータ

- ① 排出ガスを採取する前に、プローブ及び導管に滞留している黒煙などの掃気を行う。
- ② 電源を入れ、必要な時間暖気を行う。
- ③ ほこりや排出ガスのない通気の良い場所で校正を行う。
- ④ エンジンをかけて暖気運転を十分にいき、アイドル回転速度及びカットオフ回転速度が正常であることを確認する。
- ⑤ 検出部は直射日光や排出ガスが直接当たらない場所に設置すること。

検査用機器保守管理要領

(参考：日本自動車機械工具協会)

ブレーキテスト

	点検箇所	点検要領
始 業 点 検	指示計	ローラを無負荷状態で回転させ、指針のゼロ点を点検する。
	ローラ	オイル、泥等が付着していないかを点検する
	ギヤボックス及び ダッシュポット	オイルの汚れ、量等を点検する。
	リフト操作弁及び コンプレッサー	リフトが円滑に作動し、エア漏れがないかを点検する。コンプレッサーのフィルターの水抜き、汚れ及びオイルの量を点検する
1 ヶ 月 点 検	ローラ及びローラ ベアリング	ローラを回転させ、異音、損傷等がないかを点検する。
	ギヤボックス及び ダッシュポット	オイルの汚れ、量等を点検する。
	チェーン	カバーを外して、汚れ具合、張り等を点検する。
	Vベルト	汚れ、張り及び損傷等を点検する。
備考	※指示部は、直射日光の当たる場所や湿気の多い場所を避けること。 ※テストに水をかけないこと。(特に検出部に注意すること。)	

スピードメータテスト

	点検箇所	点検要領
始 業 点 検	指示計	ローラが停止している状態で、指針の機械的ゼロ点及び電 氣的ゼロ点を点検する。
	ローラ	オイル、泥等が付着していないかを点検する。
	リフト操作弁及び コンプレッサー	リフトが円滑に作動し、エア漏れがないかを点検する。コ ンプレッサーのフィルターの水抜き、汚れ及びオイルの量 を点検する。
1 ヶ 月 点 検	ローラ及びローラ ベアリング	ローラを回転させ、異音、損傷等が無く回転が円滑である かを点検する。
	ジョイント及びガイ ドロローラ	ジョイントのガタ、緩みを点検する。ガイドローラが円滑 に回転するか点検する。
	指示検出部	検出器の取付状態、カップリングの緩みを点検する。 ベルトの張り、損傷を点検する。
備 考	※指示部は、直射日光の当たる場所や振動、湿気の多い場所を避けること。 ※テストに水をかけないこと。(特に検出部に注意すること。)	

サイドスリップテスト

	点検箇所	点検要領
始 業 点 検	指示計	電源を入れない状態で指針の機械的ゼロ点を点検する。電 源を入れ、踏板を数回動かし踏板が静止したとき指針のゼ ロ点を確認する。
	本体及び周辺	オイル、小石、泥等の付着が無いかを点検する。
	警報装置 (判定部)	設定値 (5 目盛) でブザー及びランプ点灯を点検する。
1 ヶ 月 点 検	各リンク機構及び 復元装置	作動状態及び踏板の戻り具合を点検する。
	指示装置	L型リンク、指針の作動状態を点検する。
	ローラ、レース及び 踏板	踏板を外し、各部の汚れ、がた、緩み摩耗等の有無を点検 する。
備 考	※使用しないときは、踏板をロックしておくこと。 ※テスト内部に、泥土、ゴミ等が入らないようにすること。 ※テストに水をかけないこと。(特に検出部に注意すること。)	

ヘッドライトテスト

	点検箇所	点検要領
始 業 点 検	指示計	光軸、光度スイッチを切った状態 (光が入らないのと同じ 状態) で光度計、光軸計の各指針の機械的ゼロ点を点検す る。
	レンズ及び反射鏡	汚れ、くもり等が無いかを点検する。
	水準器	気泡の有無及び位置を点検する。
	レール	泥、小石等が付着していないかを点検する。
1 ヶ 月 点 検	車輪、支柱及び昇降 台	作動が円滑であるか (曲がり、錆等の有無) を点検する。

月 点 検	レール	試検機を左右に移動させ、曲がり、水平度を点検する。
備考	※受光部は、直射日光、湿気、衝撃を与えないこと。 ※使用しないときは、受光部にカバーをかけておくこと。	

普通騒音計（音量計）

	点検箇所	点 検 要 領
始 業 点 検	指示計	電源を入れない状態で指針の機械的ゼロ点を点検する
	指示制御ダイヤル、電圧及び増幅度調整つまみ	電源を入れ必要な暖気を行い、各つまみで指針をセット位置に調整できるかを点検する。
	マイクロホン	ほこり等が付着していないかを点検する。
備考	※長時間使用しないと、温度、湿度等の影響により故障の原因となるので定期的に内部乾燥（約30分間通電する。）を行なう。 ※衝撃、振動等を与えないこと。 ※直射日光の当たる場所や湿気の多い場所に置かないこと。 ※マイクロホン及びマイクロホン・コードは、音量指示部（本体）と組合わせになっているので他のものと交換しないこと。（損傷等で交換した場合は、必ず校正を受けること。）	

一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器

	点検箇所	点 検 要 領
始 業 点 検	指示計	電源を入れない状態で指針の機械的ゼロ点を点検する。
	フローモニタ（流量計）	導管をガス入り口から外し、ガス入り口を手で覆い作動状態を点検する
	プローブ及び導管	つぶれ、割れ、つまり、汚れ等を点検する。
	フィルター	汚れの状態を点検する
	水分離器	たまっている水の量を点検する。
	校正装置	
	1. スパンガス校正	電源を入れ、必要な暖機を行い、清浄空気を吸引させゼロ調整ができるかを点検する。 ポンプスイッチを切り（校正、測定切換えスイッチの場合は校正側にする）スパンガスを注入し、スパン調整ができるかを点検する。（頻度はメーカー指定）
	2. 簡易校正装置	簡易校正スイッチを入れ、作動状態及び指示計の指針の位置（目盛板のセット位置）を点検する。
備考	※振動の多い場所や傾斜地への設置は避けること。 ※湿気の多い場所や温度変化の激しい場所への設置は避けること。 ※スパンガスは毒性が強いので、保管に注意すること。	

オパシメータ

	点検箇所	点検要領
始業点検	指示部	電源に充電電池を使用しているものは、充電状態を点検する。
		電源を入れ、デジタル表示の各部が正常に表示しているかを点検する。
		暖気運転の終了後、ゼロ指示を点検する。
		エラー表示の有無を点検する。
		各スイッチの作動状態を点検する。
		自動測定モードを備えているものは測定開始操作で測定を開始することを点検する。
	検出部	レンズ、ミラー、保護ガラスの汚れ及び損傷などを点検する。
		保護ガラスのホルダがあるものは、ホルダの取り付け状態を点検する。
		掃気用ファンの作動状態を点検する。
	プローブ及び導管	つぶれ、割れ、つまり、汚れなどを点検する。
プローブ固定金具の作動状態を点検する。		
コード類	損傷などによる接続不良箇所がないかを点検する。	

黒煙測定器

	点検箇所	点検要領
始業点検	指示計	電源を入れない状態で指針の機械的ゼロ点を点検する。
		電源を入れ、必要な暖機を行い校正用標準紙に検出部を当て、指示調整つまみをまわして校正用標準紙の汚染度数値に指針を合わせることができると点検する。
	プローブ及び導管	つぶれ、割れ、つまり、汚れ等を点検する。
	エア・バージ機構	作動状態を点検する。
	吸引ポンプ及びペダルスイッチ	作動状態を点検する。
備考	<p>※直射日光の当たる場所や振動、湿気の多い場所を避けること。</p> <p>※ろ紙及び校正用標準紙は、直射日光等にさらしたり、ほこりの多い場所に保管しないこと。</p> <p>※導管の長さは、5mと規定されているので長いものと交換したり短くしないこと。</p>	

整備用機器の管理規定

(目的)

第1条 この規定は、点検整備に必要な機械器具及び工具の取扱を規定することにより、その精度を維持し作業の円滑化と能率の向上を図り、工場全般の生産性の向上に資するをもって目的とする。

(機器の分類)

第2条 この規定では、機械器具及び工具を次の通り分類する。(様式3)

1. 付備品工具・・・常時、工場内に備付けられた機械器具及び工具をいう。
2. 貸出工具・・・工具係りで保管され、必要の都度貸出す機械器具及び工具をいう。

(管理の責任者)

第3条 この規定で定める機械工具管理者は()とし全般の責任を負うものとする。

(備付、備品工具)

第4条 備付、備品工具は、機械工具管理者が、担当者を指名し、担当者は工具の保全を完全にし、作業実施に支障なき様常に、点検手入れをしなければならない。

なお、不具合を生じた場合は機械工具管理者に報告し、機械工具管理者は速やかに処理を行なわなければならない。

(貸出工具)

第5条 精密測定工具類及び特に紛失盗難のおそれのあるものは、工具係りにおいて一括保管し貸出しの際は所定の手続きにより、授受を明らかにしなければならない。

(定期検査)

第6条 1ヶ月1回、機械工具管理者立会いの基に、全数定期検査を行いその結果を整備用機械器具管理表(様式4)に記録し精度維持に努めるものとする。

検査用機器管理表

(様式1)

検査機器名称	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	判定	校正票番号	判定	校正票番号	判定	校正票番号
ブレーキテスタ	合 不		合 不		合 不	
スピードメータテスタ	合 不		合 不		合 不	
サイドスリップテスタ	合 不		合 不		合 不	
ヘッドライトテスタ	合 不		合 不		合 不	
普通騒音計 (音量計)	合 不		合 不		合 不	
CO・HCテスタ	合 不		合 不		合 不	
黒煙測定器	合 不		合 不		合 不	
オパシメータ	合 不		合 不		合 不	
保守管理責任者印	Ⓜ		Ⓜ		Ⓜ	
管理責任者印	Ⓜ		Ⓜ		Ⓜ	

注意：検査機器を入替えた場合、有効期間切れ防止の為、自動車検査用機械器具設備一覧表（第2様式）を日本自動車機械工具協会へ報告「FAX092-583-7369」をお願いします。

クレーム把握表

(様式4)

再入庫年月日	検査年月日	登録番号 (車両番号)
年 月 日	年 月 日	
整備担当者名	検査実施者名	整備の種類
		車検 ・ 定期 ・ 一般
依頼者名及び苦情内容		
原因及び社内教育実施内容		
主任技術者 ㊟		
事業場管理責任者 ㊟		

教育記録表

(様式5)

実施年月日	実施場所	出席者名
年 月 日		
テーマ (内容)		
社内教育実施内容		
事業場管理責任者 ㊟		

電子保適証及び電子保適用標章交付規程

電子保適証及び電子保適用標章交付規程

第1条（目的）

この規程は、当事業場の電子保適証の交付（登録）（以下「電子保適証の交付」という。）及び電子保適用標章の交付（印刷）（以下「電子保適用標章の交付」という。）を行う交付者の服務並びに交付業務について定め、指定自動車整備事業運営の適正化を図ることを目的とする。

第2条（定義）

用語の定義については、「1. 指定自動車整備事業管理規程」によるものとする。

第3条（電子保適証及び電子保適用標章の交付）

電子保適証又は電子保適用標章の交付に関する業務は、事業場管理責任者が行うものとする。

事業場管理責任者は、自工場において点検の基準及び検査等の基準に基づき点検、整備及び検査が確実に行われ、当該指定整備車両が道路運送車両の保安基準に適合している旨を自動車検査員が証明した場合に電子保適証又は電子保適用標章を交付するものとし、交付情報を2年間管理保存するものとする。

- 2 事業場管理責任者がやむをえない事由により交付業務ができない場合は、主任技術者等が代務できるものとする。この場合、事業場管理責任者は、予め主任技術者等に電子保適証の交付又は電子保適用標章の交付業務の重要性について教育を行うものとする。

- (1) 主任技術者等が電子保適証を交付又は電子保適用標章の交付する場合は、関係書類等の確認を行った後、交付すること。

第4条（照合・確認）

事業場管理責任者が電子保適証を交付する場合は、次の事項を照合・確認のうえ交付するものとする。

また、電子保適用標章を交付する場合は、次の事項を照合・確認のうえ交付すること。

(1) 指定整備記録簿の記載内容の確認

- イ. 自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書等の記載事項との照合確認をすること。（このとき必要に応じて現車の確認を行う。）
- ロ. 自動車検査員の記名確認すること。
- ハ. 検査の年月日の記載を確認すること。
- ニ. 点検、整備及び検査の概要、作業の実施状況を確認すること。
- ホ. 電子保適証の番号及び電子保適用標章の交付の有無を確認すること。
- ヘ. 自動車ユーザーが情報提供に基づき、後日整備として選択した整備内容があれば、その整備内容及び情報提供内容が記載されていることを確認すること。
- ト. 複数の検査員により検査等を実施した場合には、携わった全ての検査員の氏名、実施した作業区分及び検査年月日が記載されていることを確認すること。

(2) 電子保適証の入力内容の確認

- イ. 自動車検査員の氏名の入力の有無を確認すること。
- ロ. 検査の年月日（指定整備記録簿と照合）の入力を確認すること。
- ハ. 自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書等の記載事項との照合確認をすること。
- ニ. 最終検査申請日の取扱いが必要か確認をすること。

電子保適証及び電子保適用標章交付規程

ホ. 複数の検査員により検査等を実施した場合には、携わった全ての検査員の氏名が入力されていることを確認するとともに、検査の実務を行った検査員がその検査年月日を入力していることを確認すること。

- (3) 自動車損害賠償責任保険証明書と更新される自動車検査証の有効期間との重複性の確認（自動車損害賠償責任保険証の番号等の確認）
- (4) 自動車税納税証明書の有効性の確認
- (5) 継続検査申請書（OCRシート）の記載内容の確認（電子申請を除く）
- (6) 自動車重量税納付書の確認（電子申請を除く）
- (7) 点検整備記録簿の確認

第5条（取扱い）

電子保適証及び電子保適用標章の取扱いは次の各号によるものとする。

- (1) 電子保適証交付前に入力間違いがあった場合は訂正入力すること。
- (2) 電子保適用標章の取扱いについては、あらかじめ交付時に自動車使用者に対し期間満了済みの標章は破棄するよう指導すること。
- (3) 電子保適用標章に印刷ミス等が生じた場合は、電子保適用標章を朱抹し、2年間保管しておくこと。

第6条（【電子適合証用】適合標章綴の保管管理）

【電子適合証用】適合標章綴は自動車整備振興会より授受出納簿により購入し、購入後直ちに枚数を確認した上で綴番号等を記載し事業場管理責任者が厳重に保管管理する。

- 2 【電子適合証用】適合標章綴は、定められた施錠できる保管場所に保管し、不正使用の防止の徹底を図るものとする。

第7条（電子保適システムに関するログインID、パスワード）

電子保適システムに関するログインID、パスワードについては、代表者印と同等の責任を有するものとし、厳格に管理すること。

第8条（電子保適証に関する使用者への承諾）

電子保適証に関し、事業場管理責任者は、自動車使用者の電子データを登録情報処理機関等へ提供することについて、自動車使用者に承諾を得た書面又は電子データを2年間保管管理すること。

電子保適証及び電子保適用標章交付規程

保安基準適合証(標章)管理簿

1/4ページ
2016年8月分

項目	保適証番号	交付年月日	承認交付者	車台番号	自動車 登録番号情報	用途	検査種別			適合証区分		自動車検査員氏名	検査年月日	使用者氏名 または名称	最終検査 申請日	保適期間 (自)	保適期間 (至)	標章発行 区分
							中古 新用 検査	中古 予備 検査	継続 検査	適合証 種別	限定 保適証							
1	16500513	2016/08/27	IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	HEL-HL-EEI-001	乗用	○		○			IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	2016/08/15	田中 太郎		0		未発行	
2	16500511	2016/08/27	IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	HEL-HL-EEI-002	乗用	○		○			IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	2016/08/15	田中 太郎		2016/01/01	2016/09/30	未発行	
3	16500512	2016/08/27	IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	HEL-HL-EEI-003	乗用	○		○			IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	2016/08/15	田中 太郎		2016/01/01	2016/09/30	未発行	
4	16500513	2016/08/27	IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	HEL-HL-EEI-004	乗用	○		○			IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	2016/08/15	田中 太郎		2016/01/01	2016/09/30	未発行	
5	16500514	2016/08/27	IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	HEL-HL-EEI-005	乗用	○		○			IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	2016/08/15	田中 太郎		2016/01/01	2016/09/30	未発行	
6	16500515	2016/08/27	IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	HEL-HL-EEI-006	乗用	○		○			IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	2016/08/15	田中 太郎		2016/01/01	2016/09/30	未発行	
7	16500515	2016/08/27	IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	HEL-HL-EEI-007	乗用	○		○			IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	2016/08/15	田中 太郎		2016/01/01	2016/09/30	未発行	
8	16500517	2016/08/27	IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	HEL-HL-EEI-008	乗用	○		○			IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	2016/08/15	田中 太郎		2016/01/01	2016/09/30	未発行	
9	16500518	2016/08/27	IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	HEL-HL-EEI-009	乗用	○		○			IT 2 利用者 登録/検査員/入力権 限	2016/08/15	田中 太郎		2016/01/01	2016/09/30	未発行	

【権限による利用できる機能一覧】

電子保適システムでは、権限により利用できる機能を制限しており、権限付与が可能なシステム利用者に対し、下表のうち、機能を使用するために必要な権限を付与する。

なお、権限は一人のシステム利用者に対し、複数付与することが可能である。

権限	主な役割	できること	権限付与が可能な者
事業者権限※	自社の指定整備工場を管理する	自社の事業者の指定整備工場（各拠点）に所属する 事業場管理ユーザー（事業場管理権限）及び社員ユーザー（保適証登録権限・検査員権限・保適証入力権限）の登録、変更、削除	拠点管理担当者
事業場管理権限	自社の指定整備工場の社員を管理する	自社の指定整備工場に所属する社員ユーザーの登録、変更、削除	事業場管理責任者
保適証登録権限	保適証情報を登録する	保適証情報の登録、引戻、削除、アップロード、ファイル転送	事業場管理責任者 主任技術者等（代務者）
検査員権限	検査員項目を入力する	検査員項目の入力	自動車検査員
保適証入力権限	保適証情報を起票・入力する	保適証情報の起票・入力	事業場管理責任者 主任技術者等（代務者） 自動車検査員 その他事業場社員 （業務係等で検査員に代わり検査証情報を補助入力する者）

※事業者権限とは、電子保適システム申込書で拠点管理機能を「有」とした場合に、申込書に記載の拠点管理担当者に権限付与される。（複数指定工場を有する事業者で本社担当者等が一括して、ログイン ID・パスワード等を管理する場合）

車検を受けられるお客様へ

平成29年4月より、継続検査（車検）に必要な書類の作成や申請手続きを電磁的方法により行うことが可能となりましたが、電磁的方法により行う場合は、法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾を頂くことが必要となっています。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

つきましては、継続検査（車検）の手続きを円滑に完了するため、下記事項についてご確認いただき、承諾下さいますようお願いとご協力をお願い申し上げます。

----- 以下、お客様ご記入欄 -----

継続検査（車検）における確認事項及び承諾書

継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

- ① [継続検査（車検）申請に関する委任について]
- 継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。
- ② [継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾]
- 保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。
- 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

※ 「電磁的方法」とは：紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）の手続き以外には使用されません。

登録番号又は車両番号（二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車）

ご記入日 年 月 日

使用者の氏名 印
(社名) ※記名・押印又は自署